

令和元年度 第3回 高浜市入札監視委員会会議録

- ・開催日時 令和2年1月22日（水）午後3時00分～午後5時10分
- ・開催場所 高浜市役所1階 多目的会議室
- ・出席委員 委員 児玉善郎（大学 学長）
委員 中原弘道（元県職員）
委員 横山英樹（元県住宅供給公社事務局長）
委員 岸上善徳（高浜市社会福祉協議会会長）
- ・事務局職員 内田総務部長、竹内グループリーダー、清水主幹、稲垣主査、藤田主任、鈴木主事
- ・議事概要
 1. あいさつ
 2. 令和元年度 後期入札案件の検討について

(1) 低落札率案件（物品および委託）

○主な質疑・回答

質 問 ・ 意 見	回 答
①高浜市ごみ分別便利帳（令和2年改訂版）印刷 ○低落札率となった結果について、どのように考えているのか。 ○見積徴収業者は、過去の同じ案件で落札実績はあるのか。 ○前回の落札業者から見積徴収しなかったのか。	○当初予算を作成した時は、今回の落札業者ではない1者（4番札の業者）から見積徴収をしている。入札前に、当初予算作成時と同じ業者から再度見積徴収した時は、予定価格と同額提示であった。結果として、見積徴収していない指名業者が低い金額で落札した。 ○ありません。 ○今後は徹底していく。
<p>【審議結果】 本案件は、本来であれば2者以上から見積徴収するところを、1者から徴収したのみであったが、結果としては当初予算を作成した時の見積金額より大幅に低い金額で入札した業者が落札したことを確認した。</p>	

<p>②自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務委託</p> <p>○低落札率となったことと予定価格を超過した業者については、どのように考えているのか。</p> <p>○過去の同案件での落札実績はどうか。</p> <p>○指名を受けた時期における業者の状況で、応札額が大きく変化するということか。</p>	<p>○今回の落札業者ではない2者（4番札、5番札の業者）から見積を徴収し、低い金額を予算額（予定価格）とした。結果として、低い金額を提示した業者は、入札時に見積額より高い金額で応札し、見積徴収していない指名業者が低い金額で落札した。</p> <p>○今回の落札業者は、平成27年度と平成29年度に落札実績がある。今年度見積徴収し予算額となった業者（5番札）も平成28年度に落札している。</p> <p>○そうである。業者からは、受注する時期によって入札金額は変化し、繁忙期に指名があれば高い金額で応札、閑散期に指名があれば低い金額で応札する傾向にあると聞いている。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>本案件は、落札業者にとって閑散期における指名であったため、低い金額で落札できたことを確認した。</p>	

(2) 高落札率案件（物品、工事およびコンサル）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>③小中学校楽器②の購入</p> <p>○見積徴収業者はどこか。</p> <p>○落札業者以外での実績はあるのか。</p>	<p>○落札業者と業者（5番札）から見積徴収した。各学校で見積徴収し、取りまとめ後に、改めて学校経営グループで一括して見積徴収を行っている。</p> <p>○指名競争入札以外の案件で、今回応札した業者（5番札）に実績がある。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>本案件は、見積徴収業者が見積額に近い金額で落札し、他業者は予定価格超過となったことを確認した。</p>	

<p>④電子計算機借上（保健総合システム） ※辞退者多数 ○辞退者が多数いることについてどのように考えるか。</p>	<p>○本案件では、受注業者が、保守等を含む高浜仕様のシステムパッケージ利用料をシステム開発業者に支払うこととなっている。そのため、受注業者にとって機器のリース料のみでは、手間がかかる割には利益が低いということで辞退される業者が多かったと考えている。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、受注業務の特殊事情により、辞退者が多数となったことを確認した。</p>	
<p>⑤配水支管布設替工事（31—11工区） ○高落札率となった結果についてどのように考えるのか。</p> <p>○1者（8番札）は予定価格と同額を提示しているが、残りの7者は落札する意思表示をしているということなのか。</p>	<p>○設計は愛知県の歩掛りに沿って行っている。また、予定価格も事前公表されているので、業者も公表歩掛りに基づき積算すれば、高落札率になるのではないかと考えている。</p> <p>○各業者積算しているので、そう考えている。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、予定価格が事前公表されており、各応札業者が愛知県の歩掛りに基づき積算した結果、高落札率になったことを確認した。</p>	
<p>⑥道路設計業務委託（市道吉浜高取線） ○設計額の積算は見積りによるものか。</p> <p>○落札業者以外6者が予定価格と同額提示したことについてどう考えるか。</p>	<p>○愛知県の単価と使用できる部分は県の歩掛りを使用して積算している。</p> <p>○平成21年に行った実施設計を今回の落札業者が行っていたことから、その実施設計の一部を修正する今回の案件の受注を敬遠したのではないかと考えている。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、過去の実施設計の業務委託を応札した業者が、予定価格が公表されている中で応札し、他の業者は受注を敬遠して予定価格と同額で応札したことから、高落札率になったことを確認した。</p>	

(3) 事後公表案件（工事）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>⑦舗装修繕工事（一級市道碧南高浜線） ※高落札率</p> <p>○1回目は参加業者5者すべてが予定価格を超過。2回目は3者が応札。うち2者が予定価格超過という結果をどう考えるか。</p>	<p>○この工事は、一般的な舗装修繕工事であり、県の歩掛りもほとんどの部分で公表され、それを使用し積算している。県の単価も公表されているもので積算している。業者は市販の積算システムを導入していると思われるが、一部非公表の単価等がある。その部分で単価が異なっているため、このような結果になったと思われる。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、事後公表案件であり、各業者が導入している積算システムにおける単価等の違いにより、落札業者を除く、すべての業者が予定価格を超過し、高落札率になったことを確認した。</p>	
<p>⑧道路改良工事（市道流作新田線） ※高落札率</p> <p>○業者の規模によっては、工事の工期と内容からみて規模が大きいと、敬遠することもあるのか。</p> <p>○業者とすれば、時期と内容から判断し、金額を低くしてまで応札することはできないということか。</p>	<p>○工事内容が多いので、敬遠することはあるかもしれない。下請業者を短期間で集められなければ、内容、工期からみて厳しいのかも知れない。</p> <p>○業者とすれば既に受注している案件もあり、下請業者も手一杯の時期ではある。積極的に金額を下げ、応札することはしないかも知れない。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、工事の内容や工期により、下請け業者の確保が困難であることなどから、高落札率になったことを確認した。</p>	
<p>⑨五反田グランドネット等更新工事</p> <p>○今回の応札可能業者からは見積徴収したのか。</p>	<p>○応札可能業者からは見積徴収していない。専門業者の見積りを参考に行政内部で設計した。</p>

○ネット等の専門業者は参加できないのか	○グランドネット更新工事という特殊な工事であるが、条件付き一般競争入札のため、ネット専門業者は条件に合わず参加できなかった。
---------------------	--

【審議結果】
 本案件は、専門業者の見積りを参考に行政内部で設計したものにに基づき予定価格を積算し、条件付一般競争入札を行ったところ、グランドネット更新工事という特殊な工事であるがネット専門業者は参加できないことから、応札した4者のうち落札した1者以外の3者が予定価格超過になったことを確認した。

(4) その他案件 (物品、貸付及びコンサル)

質 問 ・ 意 見	回 答
⑩賦課資料電算入力事務委託 ※辞退者多数、1者入札 ○過年度の落札業者は、今回と同じか。	○平成28年度から令和元年度まで同じ業者である。1つの業者が特定の市を担当している状況がある。近隣市は、5者指名で1者、2者の応札であったり、1者応札が続いたため近年は1者随意契約で対応したりしている。他市の状況も踏まえ、次年度以降は1者随意契約も検討している。
<p>【審議結果】 本案件は、指名5者のうち落札した1者を除く4者が辞退した。近年応札業者が少ない状況にあり、他市においても同様の状況であるため、次年度以降は1者随意契約も検討していくことを確認した。</p>	
⑪情報発信サーバ借上 ※辞退者多数、1者入札 ○辞退者の多数についてどう考えるか。 ○落札業者はなぜ確保できたのか。	○大きな要因は、Windows7のOSサポートが終了したことで、次のOSであるWindow10が流通増加で品薄の状態となり、納入期限内に指定の機器を調達、納品することが困難となったと聞いている。サーバ機器等借上のため、影響はないと考えていたが、影響を受けることとなった。 ○落札業者は老舗で国内外と取引がある。

【審議結果】

本案件は、情報機器の世界的な品薄状態という影響を受け、辞退者が多数となったことを確認した。

⑫自動販売機設置に係る庁舎建物の貸付

※1者入札

○入札結果をどのように考えているのか。

○今回は2度目の入札となる。落札業者は、前回の3年間の売上実績を有していることから、その上で金額を提示したものと考えている。前回の応札業者（3者）のうち2者については、自販機を市役所近隣の業者の有する敷地に設置したり、市役所会議棟に設置したりしているため、今回は参加されなかったのではないかとと思われる。

【審議結果】

本案件は、2度目の入札であり、前回の入札時と業者を取り巻く状況が変化したため、1者入札となったことを確認した。

⑬湯山住宅（屋上防水）漏水修繕工事設計
業務委託

※くじ

○くじ抽選での落札者決定について特段問題なく、業者の理解は得られたのか。

○特に問題なく、くじ抽選での落札者決定に関して理解いただけた。今回の事態を教訓にし、今後の入札事務に従事したい。

【審議結果】

本案件におけるくじ抽選での落札者決定の経緯を確認した。今回の事態を教訓として、今後の入札事務に活かしていくことを確認した。